

こども・若者プラザいづか条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和7年10月9日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第37号

こども・若者プラザいづか条例の施行期日を定める規則

こども・若者プラザいづか条例(令和7年飯塚市条例第13号)の施行期日は、令和8年4月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。